

## 地方自治体への質問項目と回答

	質問内容	九州知事会の回答	神奈川県への回答
執行体制の構築	【質問①】法執行に係る業務及び法執行を希望する自治体で当該業務を行う場合には都道府県ごとに執行体制を構築する必要がある。希望自治体は組織や人材、予算等について、責任ある執行体制を構築した上で業務を開始するという理解でよろしいか。	移譲される事務権限、業務量に対応した執行体制を検討していく考え。	業務執行に必要な組織、人材、予算の確保は行うが、これに必要な財源は、当該業務の国から都道府県への移譲と同時に、国から都道府県に当然移譲されるものと考えている。
	【質問②】都道府県において責任ある執行体制を構築するために、どのような資格・能力を有する人材を何名確保する予定か。また、その人材が当該業務を行う業務量はどの程度を想定しているか。	相応の専門知識を有する職種の確保は必要と認識している。しかしながら、移譲の対象である、一の都道府県の区域内にしか事業所がない特定事業者数が現時点では把握できていないことから、特に業務量は算定していない。	本県は、地球温暖化対策のため、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度」を施行している。この業務のため、エネルギー管理士の資格を有する職員を4名雇用している。この職員を業務に従事させる予定。 また、当該業務を行う業務量については、神奈川県内における当該業務の業務量がわからないので具体的に回答できないが、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度」での業務と併せて効率的に行う予定である。
人材の確保	【質問③】必要とされる知見を得るとともに、特に判断基準を理解するために、どのような教育プログラムを都道府県において組む予定か。	県単独で教育プログラムを組むことは困難である。国の教育プログラムに参加させていただき、実務・知識ともに高度な知見を持った人材を育成に努めていく考え。	質問②で回答したように、本県はエネルギー管理士の資格を有する職員を雇用しているため、その職員に国が主催する研修・会議等に出席させる予定。
	【質問④】質問③に加え、法執行実施件数が少ない中で、どのようにして高度な知識と実務経験を備えた人材を確保するのか。また、希望自治体または都道府県全てに、実務・知識ともに高度な知見をもった人材を確保するという理解でよろしいか。	経済産業局では非常勤職員の任用も活用されているようであり、そのような取組みも参考とさせていただきながら、必要な人材を確保していく考え。	本県は既に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度」に係る業務のため、エネルギー管理士の資格を有する職員を雇用している。希望自治体または都道府県全てが、実務・知識ともに高度な知見をもった人材を確保することは当然であると考えている。
措置の公平性	【質問⑤】こういった懸念点を踏まえて、全国的に公平な法執行を行う必要があるが、法執行を行うまでの評価・作業・調整フローの中で、どのような手段で公平性を確保することを想定しているか。	公平性を確保する手段として、移譲事務を第1号法定受託事務とし、処理基準を定めて事務の統一性を図ってはどうか。さらに、貴職から移譲に際して、事務処理マニュアル的なものを御提示していただくと、円滑な引継ぎやその後の公平な法執行が可能となるのではないかと考えている。	権限移譲にあたって、国が、統一的な基準・マニュアルを作成し、都道府県は、業務執行に必要な条例・規則・基準等の制定をすることで、公平性を確保できると考えている。
	【質問⑥】現在構築しようとしている体制等を鑑みて、都道府県間や国と都道府県との間でばらつきが生じないように、どのような対応を講ずるべきかと考えるか。	また、人材の確保のところで、お示しいただいているように、県の担当職員を、国主催の①エネルギー担当者研修、②地方局間会議、③担当者会議に派遣。その他にも必要に応じて不定期で会議に派遣し、国と同様のスキルを習得させていただきたい考え。	質問⑤の回答と同じ。

地方自治体への質問項目と回答

	<p>【質問⑦】セキュリティ保持のためどのような対策を行うか。十分な内規があるか、その内規はどのような検討手続きを経ているか、内規が実行されていることをどのように担保しているか。また、漏洩時の対応・責任はどのように行うつもりか。</p>	<p>貴省で構築しているデータベースに接続する専用システムを県が設置するのであれば、本県が保有する情報資産(情報システム及び情報システムの開発と運用に係る全てのデータ並びに情報システムで取り扱う全てのデータ)に該当する。この場合は、「福岡県情報セキュリティ基本方針」及び「福岡県情報セキュリティ対策基準」(別添)に基づき、御指摘のような点について必要な対策を行っている考え。</p>	<p>・セキュリティ保持のための対策、内規 本県が保有する情報資産を情報漏えいなどから守るための統一的な考え方や指針、基準をまとめた、「神奈川県情報セキュリティポリシー」を有している(平成15年4月施行)。これは、副知事をトップとする本県の幹部職員で構成する庁内会議である「神奈川県高度情報化推進会議」で検討し、策定されたものである。 また、毎年度、情報担当部局(政策局情報企画部情報システム課)が、各所属を対象とした「情報セキュリティ監査」や、職員向けの「情報セキュリティ研修」を実施するとともに、庁内の情報システム、コンピューター、ネットワークのセキュリティに必要な予算を確保し、物理的にもセキュリティ保持のための対策を行っている ・漏洩時の対応、責任 漏洩の内容等に応じて、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行う。</p>
<p>情報の取扱</p>	<p>【質問⑧】当省で構築しているデータベースに接続するには専用システムを設置する必要があるが、必要なコストをかけて対応するという理解でよろしいか。</p>	<p>必要なコストをかけて対応するにあたっては、国から、相応の財源の措置をお願いしたい。</p>	<p>8月3日付「地方分権改革推進室への回答」にある、「情報管理の方法はアクセス権限を与えられた職員が専用システムにアクセスすることに限定される訳ではありませんが、必要なコストをかけて当省と同程度の情報セキュリティ対策を行っていただきたい」については、回答⑦のとおり、必要な情報セキュリティ対策を行っていることと認識している。 また、専用システム設置に予算が必要な場合にも、質問①の回答と同じく、これに必要な財源は、当該業務の国から都道府県への移譲と同時に、国から都道府県に当然移譲されるものと考えている。</p>
	<p>【質問⑨】省エネ法定期報告のデータをどのように扱うつもりか。省エネ法に基づき取得した情報は法に定める目的外使用はできない。温対条例で得たデータと併せて温対条例に基づく指導等の措置に使用することはないという理解でよろしいか。</p>	<p>本県では「温対条例」はなく、御指摘の懸念はございません。</p>	<p>省エネ法に基づき取得した情報のうち、個人情報については、行政機関個人情報保護法第8条に基づき、一定の場合を除いて、法で定める目的以外の使用はできないものと考えているが、運用上、一の事業者に対して、事業所等の現場において、口頭で省エネ法での指導と併せて温対条例に基づく指導を行う場合は十分考えられ、むしろ、指導する自治体にとっても、指導される事業者にとっても、そちらの方が効率的である。そのような場合、一体的な指導を現場で行うことにより、実態上、温対条例に基づく指導と省エネ法に基づく指導とが密接不可分になる場合があることはあらかじめ御認識いただきたい。 一方で、例えば文書による指導等の場合において、省エネ法に基づく個人情報を省エネ法上の指導等以外に用いることは考えていない。</p>
<p>国の並行権限</p>	<p>【質問⑩】事業者との関係で二重行政とならないために、どのような対策を考えているのか。①省エネ法の中での二重行政、②省エネ法と温対条例の類似性という観点から教えていただきたい。</p>	<p>並行権限による移譲を求めている。 事業者との関係では、次の点を留意し、国との協議の上、移譲の体制を整えていく考え。 ①できる限り現状以上に事業者の負担を増やさないこと ②(ケースによって、国と県のどちらに問い合わせればよいのか等)対応窓口の明確化</p>	<p>・省エネ法の中での二重行政 今回の権限移譲は、都道府県への包括移譲ではなく、一部業務の移譲である。権限移譲にあたって、国と都道府県との役割分担を整理すれば、二重行政にはならないと考えている。 ・省エネ法と温対条例の類似性 いずれも事業者への現地調査があるが、これをまとめて実施することになるので、むしろ事業者の負担軽減につながるものと考えている。</p>